

隠岐の島町農業委員会委員募集要項

1. 農業委員の業務内容

- (1) 農地の許認可についての審議
- (2) 農地利用最適化推進委員との連携による農地利用の最適化の推進等
- (3) 農政に関連する計画・指針等の作成・決定

2. 募集人数 8人

3. 任期 令和8年8月1日から令和11年7月31日まで

4. 身分 隠岐の島町特別職の非常勤職員

5. 基礎報酬

- (1) 会長 月額 10,100円
- (2) 職務代理者 月額 9,100円
- (3) 委員 月額 8,300円

※特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例による。

6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌にする事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるもののほか、委員と兼職を禁止されている職にある者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

7. 推薦及び応募に係る手続き等

次の提出書類に必要事項を記入のうえ、(2)の提出先へ持参又は郵送により提出してください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却いたしませんのでご了承ください。

- (1) 提出書類 個人が推薦する場合・・・様式第1号
団体が推薦する場合・・・様式第2号
個人が応募する場合・・・様式第3号
- (2) 提出先 隠岐の島町農業委員会事務局（隠岐の島町役場農林水産課農林振興係）
- (3) 受付期間 令和8年4月7日（火）から令和8年4月30日（木）まで
【郵送の場合は締切当日消印有効とします】

8. 選任方法

隠岐の島町農業委員会の委員等候補者選考委員会が、提出された書類をもとに、推薦を受けた者及び応募した者の選考を行い、その結果を町長へ答申します。町長は答申の結果を踏まえ、農業委員候補者を決定し、町議会の同意を得たうえで、農業委員に任命します。また、法により、委員の任命にあたっては、委員の半数以上が認定農業者であること（ただし、その区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省例で定める場合は、この限りでない。）農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない

者が含まれること、及び委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することになっております。なお、選任結果は、推薦をした者並びに推薦を受けた者及び応募した者の全員に文書で通知します。

9. 情報の公表

募集期間の終了後に隠岐の島町ホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 隠岐の島町農業委員を推薦する者が、推薦を受ける者を隠岐の島町農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は隠岐の島町農業委員に応募する者が、隠岐の島町農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受ける者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数
- (7) 応募する者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数

10. 問い合わせ先

隠岐の島町農業委員会事務局

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町農林水産課内

電話番号：08512-2-8563